

下水発酵汚泥等処分取扱要綱

令和6年12月

鹿児島市水道局下水道部

下水発酵汚泥等処分取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水汚泥の処分を安定的かつ円滑に行うため、下水発酵汚泥等を処分する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱水ケーキ 下水汚泥を脱水したものをいう。
- (2) 下水発酵汚泥 脱水ケーキを発酵させたものをいう。
- (3) 肥料 下水発酵汚泥を汚泥肥料「サツマソイル」又は菌体りん酸肥料「マグマソイル」として有償販売又は無償供与する場合の名称とする。

(処分の方法)

第3条 脱水ケーキ及び下水発酵汚泥の処分の方法は、有償販売若しくは無償供与又は産業廃棄物としての処分によるものとする。

第2章 肥料の有償販売

(販売価格及び方法)

第4条 肥料の販売価格は、別表に定めるところによる。

- 2 肥料の代金の支払方法は、現金払い、納入通知書による納付又は売買契約に定める方法による。

(販売の場所)

第5条 肥料の販売は、鹿児島市下水汚泥堆肥化場（以下「堆肥化場」という。）において行うものとする。ただし、袋詰製品の販売については、鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する他の場所でも行うことができる。

(運賃助成金)

第6条 肥料計量製品の購入者に対して、予算の範囲内において運賃助成金（以下「助成金」という。）を交付することができる。

(助成金の交付手続)

第6条の2 助成金の交付の手続については、鹿児島市水道局補助金等交付規程（平成9年水道局規程第3号。以下「補助金等交付規程」という。）の定めるところによる。

- 2 補助金等交付規程により準用する鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「補助金等交付規則」という。）第25条の規定により、同規則第14条及び第17条の手続は統合して行い、同規則第15条の手続は省略するものとする。

(助成金の交付対象者)

第7条 助成金の交付対象者は、年間100トン以上の肥料計量製品の購入を契約した者とする。

(助成金の交付対象経費)

第8条 助成金の交付対象経費は、購入した肥料計量製品の運搬に要する経費とする。

(助成金の額)

第9条 助成金の額は、水道局（以下「局」という。）の積算による運賃以内で、管理者が定める額とする。

(助成金の交付時期)

第10条 助成金の交付は、契約後、当該年度における肥料計量製品の購入量が100トンに達した後、その代金完納後に契約後の購入量に対して交付するものとし、以後においては、月単位とし、その月に購入した肥料計量製品の代金完納後、交付する。

(助成金の交付条件)

第11条 補助金等交付規定により準用する補助金等交付規則第6条第4項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 運搬を開始する前に、運搬経路を明示した図面並びに購入した肥料を有効利用する場所、目的及び方法を明記した書類を提出すること。
- (2) 購入した肥料の全量を有効利用すること。
- (3) 毎月10日までに前月の運搬量の実績報告及び助成金交付請求書を提出すること。
- (4) 別に締結する売買契約が解除されたときは、助成金交付決定を取り消す。

第3章 肥料の無償供与

(無償供与の適用)

第12条 管理者は、試験研究機関、行政機関、学校、幼稚園その他の公的機関又は管理者が特に認める者で、肥料の利用を希望するものに対して、肥料無償供与申請書（別記様式）による申請に基づいて肥料を無償供与することができる。

(無償供与の運搬費用)

第13条 無償供与した肥料の運搬は、無償供与を受けた者の費用負担で行うものとする。ただし、管理者が特に認めた場合は、局の費用負担で運搬することができる。

(無償供与製品の引渡場所)

第14条 無償供与する肥料の引渡場所は、原則として下水汚泥堆肥化場とする。ただし、局が運搬する場合の引渡場所は、管理者が認める場所とする。

(取扱いの責任区分)

第15条 肥料の無償供与を受けた者は、その取扱いを責任を持って行うとともに、無償供与を申請したときの目的以外にこれを使用し、又は第三者に譲渡してはならない。

付 則

1 この要綱は、平成2年7月1日から施行する。ただし、第4条第1項の規定は、平成3

年4月1日から施行する。

2 第6条から第11条までの規定は、平成2年4月1日から適用する。

3 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(1) サツマソイルの無償供与取扱要綱（昭和58年12月10日制定）

(2) 下水発酵汚泥等運賃負担要綱（平成元年6月1日制定）

(3) 下水発酵汚泥再生利用取扱要綱（平成元年6月1日制定）

4 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定により締結された契約に係る旧要綱の規定は、この要綱の施行の日以後においても、当該契約の期間が満了するまでの間は、なお、その効力を有する。

付 則（平成4年3月27日一部改正）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成6年5月16日一部改正）

この要綱は、平成6年5月17日から施行する。

付 則（平成6年12月15日一部改正）

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

付 則（平成7年2月15日一部改正）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成9年3月31日一部改正）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成14年1月30日一部改正）

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成21年7月6日一部改正）

この要綱は、平成21年7月6日から施行する。

付 則（平成26年4月1日一部改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和元年10月1日一部改正）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（令和5年4月1日一部改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年12月1日一部改正）

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

肥料販売価格表

サ ツ マ ソ イ ル	一 般 販 売 価 格	袋	種別	1袋当りの販売単価		
			区分	20kg入り	15kg入り	
		詰 製 品	種別毎の1回の取引量が 50袋未満のもの		200円	150円
			種別毎の1回の取引量が 50袋以上500袋未満のもの		170円	130円
			種別毎の1回の取引量が 500袋以上2,000袋未満のもの		150円	110円
	計 量 製 品	袋	種別	1kg当りの販売単価		
			区分	第1種	第2種	
		車重200kg以上の車体荷台に 直接積込む場合（10kg単位）		1.5円	1円	
		製 品	種別		1杯当りの販売単価	
			区分	第1種	第2種	
量り売り専用バケツ（8L）で 5杯（15kg未満）まで		20円				
マ グ マ ソ イ ル	一 般 販 売 価 格	袋	種別	1袋当りの販売単価		
			区分	20kg入り	15kg入り	
		種別毎の1回の取引量に制限なし		70円	50円	
マ グ マ ソ イ ル	一 般 販 売 価 格	計 量 製 品	種別	1kg当りの販売単価		
			区分	第1種	第2種	
車重200kg以上の車体荷台に 直接積込む場合（10kg単位）		1.5円	1円			
摘 要	<p>（注）1 一般販売価格及び卸販売価格は、それぞれの販売単価に取引量を乗じて算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 第1種とは、「ふるい分けしたもの」をいう。</p> <p>3 第2種とは、「ふるい分けしていないもの」をいう。</p> <p>4 計量製品の量り売りは、破損及び飛散するおそれのない入れ物を持参した場合に限る。</p> <p>5 卸販売価格は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく肥料販売業者に適用する。</p>					

肥料無償供与申請書

年 月 日

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者

水道局長 殿

申請者

住所

名称又は氏名

下記のとおり肥料を使用したいので、無償供与を申請します。なお、供与を受けた肥料については、責任を持って取扱うとともに、申請目的以外にこれを使用し、又は第三者に譲渡しません。

記

申込数量	サツマソイル 15kg入り袋 ()袋 マグマソイル ()kg	
使用目的	施肥、土壌改良、発酵原料、 試験、研究、その他 ()	該当に○印をしてください。
施用作物		
使用場所		
取扱者氏名	TEL ()	
備考	()袋×()回で搬出予定	

※ 本申請書の有効期限は、当年度末（3月31日）とします。